

## (2012年) 年頭所感

日本商品先物取引協会 会長 荒井史男

平成24年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、平素から本会の事業推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年1月1日に商品先物取引法（以下「法」という。）が完全施行されてから丸一年が経過しました。不招請勧誘の原則禁止が導入された一方で、適合性原則や勧誘行為等の詳細を一律に規制していた「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」が廃止され、代わって「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」が公表されるなど規制環境は大きく変化しました。また、従来国内商品市場取引の受託等を行う会員に加え、外国商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引を取り扱っている銀行や証券会社が商品先物取引業者となり、新たに会員として参入されるなど本会を取り巻く環境も一変いたしました。そのため、一昨年からの法の施行に対応した定款や自主規制規則等の改正を行うとともに、会員にも社内体制の整備にご尽力いただきながら、本会の目的である「商品デリバティブ取引等の公正化・円滑化」と「委託者等（投資家）の保護」に取り組んでまいりました。

また、会員と共に平成18年12月からトラブル解消に取り組んできた甲斐もあって、本会に申出のあった苦情や紛争の件数も大幅に減少し続けており、ピーク時から見れば苦情は12分の1に、紛争は9分の1に減少しています。こうした状況は国民生活センターに寄せられた相談等の件数でも同様であると承知しております。

これらのデータは、これまでの業界を挙げた積極的な取り組みの成果が表れたものであると考えております。本年も、この取り組みを発展的に継続していくため、また、会員が商品先物取引業務を円滑に運営し、かつ、コンプライアンス体制の整備を援助するため、次の3点を重点的に取り組んでまいります。

第一に「商品デリバティブの特徴に対応した会員のコンプライアンスの確保・向上」です。会員の取り扱う取引やビジネスの類型に応じたコンプライアンス上のリスクの抽出とそれに関する情報の提供、主務省の法令解釈や監督の方針、国際規制の動向などに関する情報提供を行い、会員が効率的にコンプライアンスを確保・向上できるよう支援を行ってまいります。

第二に「商品先物取引業者と投資家の信頼関係の醸成」です。これは会員側と投資家側

の両面からアプローチする必要があると考えております。これまでも会員には顧客重視の考えのもとに営業を行っていただいておりますが、外務員のコンプライアンス意識や取扱商品に関する知識の向上によって、さらに顧客重視のマインドを深めていただく方策を考えてまいります。また、顧客である投資家に対しても、取引対象商品や商品デリバティブ取引の仕組み等に関する分かりやすい説明書類を作成するなどの工夫を行って、投資家の知識や経験に応じたりテラシーの向上を図ってまいります。

第三に「商品デリバティブ取引に対する社会的信頼の向上」です。会員の事業基盤は様々ですが、その中の一社が商品デリバティブ取引に関する不祥事を起こした場合、社会的な影響は会員全般に及ぶこととなりますので、自浄作用を発揮することが重要となります。そこで、違反等行為を行った会員の制裁や役職員等の処分を厳格に行うとともに、会員の業務状況を把握してコンプライアンスに関するアラートを発出することを考えています。

欧州各国の債務問題などを受け、国内の経済状況は予断を許さない状況にあります。我が業界も引き続き厳しい環境にありますが、金の活況やコメの試験相場なども相俟って、昨年の国内商品取引所の出来高には反転の兆しも見られるようになりました。本年は辰年です。関係者から期待される「辰巳天井」という格言のような一年にするためには、価格形成機能、リスクヘッジ機能、資産運用機能といった産業インフラとしての商品先物市場の本来の機能が発揮されなければならないことは勿論ですが、業界関係者がこの十年余の間、営々と積み重ねてきたコンプライアンスへの取り組み姿勢を社会にアピールし、引き続き不断の努力を続けることにより、投資家の商品先物取引に対する信頼を得ることが肝要であり、その結果として国内外の商品市場取引や店頭商品デリバティブ取引への参加者が増えることを期待しております。業界関係者が一丸となって新たな発展のためにご尽力いただくことを心よりお願いし、そのために、本会も微力ながらお役に立つことができるよう努力する所存であります。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、新年の挨拶といたします。

以 上